

## 湖西市男女共同参画推進条例(案)の骨子

【前文】 条例の趣旨、目指す方向
<b>第1章 総則</b> 第1条【目的】 この条例を制定する目的 第2条【定義】 条例に用いる言葉の定義
第3条【基本理念】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人の尊厳、男女平等、個人の能力の発揮を明確化</li><li>・ 男女間のあらゆる暴力およびハラスメントの根絶</li><li>・ 性別による固定的な役割分担意識等を反映した制度や慣行が、個人の自由な選択に影響を及ぼさない配慮</li><li>・ 社会のあらゆる分野において、方針の決定、計画の立案などに平等に参画できる機会の確保及び積極的格差改善措置の活用</li><li>・ 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）への配慮</li><li>・ 妊娠・出産などに関する互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことへの配慮</li><li>・ 国際的視野を持ってこの課題に取り組む</li></ul>
<b>責務</b> 第4条【市の責務】 第5条【市民の責務】 第6条【事業者の責務】 第7条【市民団体の責務】 第8条【教育関係者の責務】
<b>差別および権利侵害の禁止等</b> 第9条【性別による権利侵害の禁止】 第10条【公衆に表示する情報の表現への配慮】
<b>第2章 基本的施策</b> 第11条【意識づくりの推進】 第12条【政策・方針決定の場における促進】 第13条【地域活動における促進】 第14条【雇用における促進】 第15条【仕事と生活の調和の促進】 第16条【男女の生涯にわたる健康の促進】 第17条【暴力の根絶】

第 18 条【防災における促進】

第 19 条【多文化共生における促進】

### 第 3 章 推進体制

第 20 条【男女共同参画の計画】

第 21 条【施策の策定などにあたっての配慮】

第 22 条【実施状況の報告】

第 23 条【事業者・市民団体からの報告】

第 24 条【調査及び研究】

第 25 条【情報提供及び広報活動】

第 26 条【推進体制の整備】

第 27 条【積極的格差改善措置】

第 28 条【苦情及び相談への対応】

### 第 4 章 湖西市男女共同参画審議会

第 29 条【設置】 第 30 条【所掌事務】 第 31 条【組織及び委員】

第 32 条【会長及び副会長】 第 33 条【会議】 第 34 条【庶務】

### 第 5 章 雑則

第 35 条【委任】

### 附則

- 1 施行期日、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 20 条に規定する基本計画が定められるまでの間、「女（ひと）と男（ひと）プランこさい」は、同項の既定により定められた基本計画とみなす。